

静情審第10号
令和元年7月31日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年7月20日付け教総第117号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定日の県との協議記録及び保健日誌に関する聞き取り記録等に係る実施機関の規程等の非開示決定に対する審査請求（諮問第217号）

別紙

1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、別記2に掲げる文書（「文書1」から「文書3」までを、併せて以下「本件対象公文書」という。）を保有していないとして非開示とした決定について、文書1及び文書2を保有していないとして非開示としたことは結論において妥当であり、また、文書3を保有していないとして非開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成30年1月12日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 平成30年2月26日、実施機関は、本件対象公文書について、公文書を保有していないときに該当するとして、条例第11条第2項の規定による公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年2月28日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書1は、学校の不祥事に係るものであり、通常の打ち合わせに係るものと異なる内容であるのに、文書が存在しないのはおかしい。
- (2) 文書2が不存在であるということは、部下が事実と異なることを話した場合に真相が究明されないおそれがある。真実が明らかにならないからあるはずである。
- (3) A特別支援教育課長が聞き取りをしたものが、実施機関の最終決定になるのはおかしい。そのような取扱いをしているということは、文書3は存在するはずである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年12月15日に特別支援教育課B指導監、C課長代理と話をしており、文書1はそのときの記録を求めたものである。その際、

審査請求人は、特別支援教育課D主任と教育総務課E主査に、文書作成を依頼したと主張しているが、2人は同席していない。

また、その話の内容は、県立〇〇特別支援学校の保健日誌（以下「保健日誌」という。）についての従来の主張の繰り返しであり、静岡県教育委員会文書管理規程第40条に規定する重要又は異例なものに該当しないため、文書1は作成していない。

- (2) 審査請求人は、平成24年度の保健日誌に虚偽の記載があると主張しており、その証拠として文書2の開示を請求した。しかし、審査請求人が主張する虚偽記載は存在せず、平成30年1月12日付け公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に記載された聞き取り行為は行われていないため、文書2は作成していない。
- (3) 審査請求人は、平成29年度にA特別支援教育課長との電話において、別記1の2に記載する①から③のルールについて聞いたと主張し、その根拠となる教育委員会の規程又は通達文書の開示を求めている。

上記に関して、課長はルールという表現はしていないし、そもそも当該ルールもない。よって、行政上の需要がないため文書3は作成していない。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象公文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書を作成しておらず、保有していないとして非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書の開示を求め、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、検討する。

- (2) 本件処分の妥当性について

ア 文書1及び文書2に係る処分の妥当性について

- (7) 本件開示請求書を確認すると、別記1に掲げるとおり、文書1及び文書2に係る本件開示請求は、審査請求人が虚偽記載があると主張してきた保健日誌について、特定個人である審査請求人と実施機関が行った話し合いの記録及び保健日誌の虚偽記載に関する実施機関内部での聞き取り記録を求めるものである。

そのため、文書1及び文書2の存否を答えることは、特定個人である審査請求人と実施機関が話し合いを行った事実の有無及び審査請求人が保健日誌の記載事項について虚偽があると主張してきた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書ア）に該当するとは認められず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、文書1及び文書2が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示する

ことになるため、本来、条例第 10 条の規定により本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (4) 文書 1 及び文書 2 については、前記 (7) のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、実施機関は、本件処分において、文書 1 及び文書 2 の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第 10 条の規定を適用する意味はなく、文書 1 及び文書 2 を保有していないとして非開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

イ 文書 3 に係る処分の妥当性について

- (7) 別記 1 の 2 のとおり、文書 3 に係る本件開示請求は、審査請求人が、かつて A 特別支援教育課長から聞いた学校の不祥事に対する学校側の対応方法について、その根拠となる教育委員会の規程又は通達等を求めるものである。

審査請求人は、別記 1 の 2 ①から③の内容を A 特別支援教育課長から実施機関内部のルールであると聞き、その根拠となる規程又は通達が存在するはずであると主張している。

それに対して、実施機関は、弁明書において審査請求人が主張するようなルールは存在しないと主張している。

審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人が主張する A 特別支援教育課長の発言は具体的事案の個別の取扱いについて言及したものにはすぎないと回答している。加えて、実施機関は、然るべき状況で、かつ、具体的な証拠があれば、卒業後に関係者に事情を確認すること、学校に対して教育委員会が直接調査を行うことや校長自らが事案の調査を行うことも可能である旨の回答をしている。

以上のことから、審査請求人が主張するルールは存在しないと認められるため、文書 3 を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

- (4) よって文書 3 につき、これを保有していないとして非開示としたことは妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

平成29年12月15日保健日誌について、C課長代理及びB指導監と9時半頃話し合いをもった。議事録について、DさんとEさんに作成を依頼した。内容については、私の主張は認められなかった。

1 (1) 平成29年12月15日の議事録

(2) 県立◇◇特別支援学校F校長からGさんへの保健日誌の内容について上司（H部主事）の指示があったかどうかの聞き取り記録、県立△△特別支援学校I校長のHさんへの保健日誌の5箇所的事实と異なる記載に関する聞き取り記録、県立〇〇特別支援学校J校長への前述に関する聞き取り記録

2 県教育委員会特別支援教育課A課長より①卒業生に対する不祥事に関する聞き取りはできない②県教委は学校に対し、不祥事について直接は調べられないルール③校長（課長含む）は直接調査せず、部下（校長、教頭、課長代理）に報告させるというルールと聞いたが、①～③までの県教育委員会内の規程・通達等の文書

別記2 本件対象公文書

文書1	平成29年12月15日の議事録
文書2	県立◇◇特別支援学校F校長からGさんへの保健日誌の内容について上司（H部主事）の指示があったかどうかの聞き取り記録、県立△△特別支援学校I校長のHさんへの保健日誌の5箇所的事实と異なる記載に関する聞き取り記録、県立〇〇特別支援学校J校長への前述に関する聞き取り記録
文書3	県教育委員会特別支援教育課A課長より①卒業生に対する不祥事に関する聞き取りはできない②県教委は学校に対し、不祥事について直接は調べられないルール③校長（課長含む）は直接調査せず、部下（校長、教頭、課長代理）に報告させるルールと聞いたが、①～③までの県教育委員会内の規程・通達等の文書

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成30年7月20日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成30年12月25日	審議	第327回
平成31年1月30日	審議	第328回
平成31年2月27日	審議	第329回
平成31年3月26日	審議	第330回
令和元年5月30日	審査請求人による意見陳述を行った。審議	第331回
令和元年6月28日	審議	第332回

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和元年7月25日	審議	第333回
令和元年7月31日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第328回、第329回、 第331回、第332回
大 原 和 彦	弁護士	第327回～第333回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第327回、第328回 第330回、第332回、 第333回
牧 田 晃 子	弁護士	第327回～第333回
望 月 律 子	常葉大学健康科学部看護学科 特任教授	第327回～第331回、 第333回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第327回～第333回